

【限度額適用・標準負担額減額認定申請書】

市町村民税非課税者又は生活保護法の規定による要保護者である組合員又はその被扶養者であって、その入院療養等についての高額療養費に係る自己負担額の特例の適用を受けるために認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）の申請書。

【入院時食事療養費等差額請求書】

入院時食事療養費は、原則として組合員が保険医療機関等に対して食事療養標準負担額を支払って食事療養を受ける現物給付方式により給付されるが、市町村民税非課税者又は生活保護法の規定による要保護者である組合員又はその被扶養者である者は、入院時食事療養費の減額対象となるため限度額適用・標準負担額認定申請書の申請をしていない場合には、食事療養標準負担額と減額された食事療養標準負担額との差額を請求する請求書。

【入院時生活療養費等差額請求書】

入院時生活療養費は、原則として長期療養入院している65歳以上75歳未満の組合員が医療機関から療養の給付と併せて生活療養（食事療養並びに温度、照明、給水に関する適切な療養環境の形成）を受けるとき、市町村民税非課税者等は、入院時生活療養費の減額対象となるため限度額適用・標準負担額認定申請書の申請をしていない場合には、生活療養標準負担額と減額された生活療養標準負担額との差額を請求する請求書。

【基準収入額適用申請書】

70歳以上(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合をいう。以下同じ。)の組合員又は被扶養者(以下「高齢受給者」という。)が療養の給付を受ける際の一部負担金の割合については、平成20年4月より原則2割としたところであるが、高齢受給者のうち、標準報酬の月額が28万円以上の組合員及びその被扶養者については、現役並み所得者として、3割負担になる。ただし、標準報酬の月額が28万円以上であっても、収入額が一定の基準に満たない場合については、2割負担を受けるために認定を受けようとする者の申請書。

収入基準は、

- ア 高齢受給者である被扶養者がいる場合は、その被扶養者の収入を含め、520万円
- イ 高齢受給者である被扶養者がいない場合は、383万円